

沖縄県公文書館所蔵琉球政府金融検査庁文書 XVIII

～琉球政府利子所得課税制度の変遷～

小 谷 融

目次

1. 沖縄県公文書館所蔵琉球政府文書（第74巻第3号）
2. 琉球政府金融検査庁の変遷
3. 廃案となった琉球政府「証券取引及び企業会計に関する立法案」（第74巻第4号）
4. 琉球政府「証券取引法」の変遷
5. 琉球政府「公認会計士法」の変遷
6. 銀行に対する公認会計士監査制度（第74巻第5号）
7. 銀行に対する公認会計士監査の実態
8. 公認会計士法における日本公認会計士の実態（第74巻第6号）
9. 外資導入免許制度における外国公認会計士
10. 琉球政府「銀行法」の変遷（第75巻第1号）
11. 琉球政府「相互銀行法」の変遷（第75巻第2号）
12. 琉球政府「無盡業法」の変遷
13. 模合の規制法規（琉球政府「貸金業等取締法」ほか）（第75巻第3号）
14. 琉球政府「協同組合法」の変遷（第75巻第4号）
15. 琉球政府「信用金庫法」の変遷
16. 琉球政府が認可した信託会社（第75巻第5号）
17. 琉球政府「労働金庫法」の変遷（第75巻第6号）
18. 琉球政府「信用保証協会法」の変遷
19. 審議未了となった琉球政府「銀行法案」（第76巻第1号）
20. 琉球政府「移民金庫法」の変遷と移民金庫の財務状況（第76巻第2号）
21. 琉球政府「琉球海外移住公社法」の変遷と琉球海外移住公社の財務状況
22. アメリカン・エクスプレス銀行の外資導入免許（第76巻第3号）
23. バンク・オブ・アメリカの外資導入免許（第76巻第4号）
24. 琉球政府「財政投融资」と「資金運用部資金法」等の変遷（第76巻第5号）
25. 政治的圧力との抗争－沖縄中部銀行仮免許－（第76巻第6号）
26. 琉球政府貯蓄増強運動（第77巻第1号）
27. 琉球政府利子所得課税制度の変遷（第77巻第2号）

27. 琉球政府利子所得課税制度の変遷

戦後わが国では、経済発展のため、国民の勤勉による貯蓄の増強と企業の健全経営による資本の蓄積を強化することが最優先課題であった。貯蓄を増大、企業資本を充実させ、

それにより資金の供給を確保し、産業活動を盛んにする。これを促進するため、日本政府は租税政策による貯蓄増強および企業の資本蓄積を進めていった。

貯蓄増強については、源泉分離課税制度や非課税制度の諸措置が講じられ、国民に貯蓄を奨励していく。このことは沖縄においても同様であった。しかし、沖縄における利子所得に対する優遇措置の水準は本土よりも低かった。本章は、沖縄が本土に復帰するまでの間の本土と沖縄における利子所得課税制度の変遷を対比してみていくものである。

(1) 本土における利子所得課税制度の変遷

本土における利子所得課税制度は、総合課税主義という理念を基軸としながらも、政策的な観点から、源泉分離課税制度や非課税制度が複雑にからみあう形で推移していく。

戦後昭和22（1947）年の所得税法全部改正により利子所得は源泉徴収20%後の総合課税となるが、源泉分離課税制度はなお存続し、その税率は60%に引き上げられる。昭和25（1950）年になるとシャープ税制が実施され、源泉徴収20%後の総合課税となった。昭和26（1951）年度からシャープ税制に対する修正がはじまり、総合課税に代わって税率50%の源泉分離課税の選択が復活する。昭和28（1953）年以降は、貯蓄奨励の観点から源泉分離課税制度がとられてきた。この源泉分離課税は、所得税法における累進税の機能を減殺し、所得税負担の公平を損なうとの見地から批判の多い制度である。しかし、制度の改廃が預金者心理や貯蓄の動向に対して与える影響について慎重な考慮を要するとして、表1のとおり、多年にわたり継続されてきた。

また、戦後も戦中に定められた国民貯蓄組合法に基づく利子所得の非課税制度が適用された。戦後この非課税限度額は昭和22（1947）年の3万円から漸次引き上げられ昭和37（1962）年には50万円となる。昭和38（1963）年4月には、国民貯蓄組合法が廃止され、所得税法上に少額貯蓄非課税制度が設けられた。この非課税限度額も50万円から漸次引き上げられ昭和46（1971）年4月から150万円となる。

本節では、誌面の都合上、国内に住所を有する個人（居住者）に限定して利子所得課税の変遷みていく。その対象期間は、沖縄との比較を行なうため、戦後から沖縄が本土に復帰する昭和47（1972）年5月15日までとする。

表1 本土と沖縄の居住者に対する預金利子所得課税制度の変遷

	本 土	沖 縄
1947（昭和22）年	20%源泉徴収後に総合課税、 または60%源泉分離課税の選択（源泉分離選択制）	
1949（昭和24）年	シャープ勧告（総合課税制度を提起）	
1950（昭和25）年	20%源泉徴収後に総合課税（シャープ勧告を踏まえて）	
1951（昭和26）年	20%源泉徴収後に総合課税、 または50%源泉分離課税の選択（源泉分離選択制の復活）	

1952（昭和27）年		20%源泉徴収後に総合課税
1953（昭和28）年	10%源泉分離課税（一律源泉分離）	10%源泉分離課税（総合課税から源泉分離課税へ転換）
1954（昭和29）年	長期預金等：5%源泉分離課税（源徴税率引下げ） 短期預金等：10%源泉分離課税	
1955（昭和30）年	非課税	
1957（昭和32）年	長期預金等：非課税 短期預金等：10%源泉分離課税（源泉分離復活）	10%源泉分離課税（3年間延長）
1959（昭和34）年	10%源泉分離課税（長期預金等にも源泉分離復活）	長期預金等：5%源泉分離課税（源徴税率引下げ） 短期預金等：10%源泉分離課税
1961（昭和36）年	10%源泉分離課税（1年間延長）	1961年7月1日～1962年6月30日 源泉分離の特例措置廃止，20%源泉徴収後に総合課税（総合課税の復活）
1962（昭和37）年	10%源泉分離課税（1年間延長）	長期預金等：5%源泉分離課税（源泉分離復活） 短期預金等：10%源泉分離課税（源泉分離復活）
1963（昭和38）年	5%源泉分離課税（源徴税率引下げ）	
1965（昭和40）年	10%源泉分離課税（源徴税率引上げ）	長期預金等：5%源泉分離課税（3年長） 短期預金等：10%源泉分離課税（3年長）
1967（昭和42）年	15%源泉分離課税（源徴税率引上げ）	
1968（昭和43）年		長期預金等：5%源泉分離課税（3年長） 短期預金等：10%源泉分離課税（3年長）
1971（昭和46）年	定期預金等：15%源泉徴収後に総合課税，または20%源泉分離課税（源泉分離選択制の復活） 普通預金等：申告不要	長期預金等：5%源泉分離課税（4年長） 短期預金等：10%源泉分離課税（4年長） （沖縄の本土復帰は1972（昭和47）年5月15日）

（出所）筆者作成。

（注）郵便貯金や少額貯蓄の非課税制度については、以下の本文を参照されたい。

イ. 昭和22（1947）年法律第27号「所得税法」

昭和22（1947）年3月31日法律第27号「所得税法」（昭和15（1940）年法律第24号の全部改正）において、従前の分類所得税と総合所得税の二本立てが廃止され、あらゆる所得を総合して超過累進税率による総合課税に一本化された（第2条，第13条）。利子所得（公社債，預金（貯金その他これに準ずるものを含む）の利子または合同運用信託の利益）については、20%の源泉徴収後（第37条）に他の所得と合算する総合課税となる。ただし、附則第5条において税率60%の源泉分離課税が認められていた。同法で定める利子所得課税は次のとおり。なお、同法は昭和22（1947）年4月1日から施行されている。

本則では20%の源泉徴収後に他の所得と合算する総合課税。ただし、附則において60%の源泉分離課税を認める。すなわち、源泉分離選択制度となる。

非課税：郵便貯金の利子。

また、同法では、郵便貯金の利子について所得税を課さないとしている（第6条第4

号)。その郵便貯金の貯金総額限度額は、昭和22(1947)年11月30日法律第144号「郵便貯金法」において3万円とされ、その後、10万円(昭和27(1952)年法律第8号)、20万円(昭和30(1955)年法律第20号)、30万円(昭和32(1957)年法律第178号)、50万円(昭和37(1962)年法律第8号)、100万円(昭和40(1965)年法律第5号)、150万円(昭和46(1971)年法律第80号)と漸次引上げられていく¹⁾。

ロ. 昭和25(1950)年法律第71号「所得税法の一部を改正する法律」

この所得税法の改正は、いわゆるシャープ税制といわれるものである。昭和24(1949)年9月15日に発表されたシャープ勧告は、利子・配当所得を含めた、あらゆる種類の所得を総合して累進税率を適用する総合課税制度を提起していた。所得税の適正な負担を期するため、シャープ勧告を基とした改正が昭和25(1950)年3月31日法律第71号「所得税法の一部を改正する法律」として公布され、翌4月1日から施行される。同法により、源泉分離課税を認めていた昭和22(1947)年法律第27号所得税法附則第5条が削除された。その結果、利子所得課税は次のようになる。

利子所得に対する従来の源泉分離選択制度は廃止。昭和25(1950)年4月1日以後支払いを受ける利子は、20%の源泉徴収後に他の所得と合算する総合課税とする。

ハ. 昭和26(1951)年法律第62号「租税特別措置法の一部を改正する法律」

昭和26(1951)年2月12日第10回国会衆議院大蔵委員会において、政府委員西川甚五郎大蔵政務次官は租税特別措置法改正案提案理由を次のように説明する²⁾。

- ① 朝鮮動乱後の国際情勢に対処し、早急にわが国の経済の自立を達成するため、急速なる資本の蓄積が要望される。政府は税制上資本蓄積を促進するための、所得税法および相続税法を改正するほか、さらに租税特別措置法を改正することとした。
- ② まずこの際、銀行預金の増加を図る等、貯蓄の一層の強化に資するため、預貯金および公社債の利子等に対する所得税の課税にあたり、源泉分離選択制度を認め、その税率を50%とする。

この改正法は、昭和26(1951)年3月30日法律第62号「租税特別措置法の一部を改正する法律」として公布され、同年4月1日から施行される。同法では、新たに第2条の2が加えられ、利子所得に50%の源泉分離課税が認められた。その結果、利子所得課税は次のようになる。

源泉分離選択制の復活：昭和26(1951)年4月1日以後支払いを受ける利子について、20%の源泉徴収後に他の所得と合算する総合課税(所得税法)、または50%の源泉分離課税のいずれかを選択する(租税特別措置法)。源泉分離選択制の復活である。

1) 郵便貯金利子所得の非課税制度は、昭和62(1987)年9月25日法律第96号「所得税法等の一部を改正する法律」による所得税法の一部改正により「老人等の郵便貯金の利子所得の非課税制度」に、さらに平成14(2002)年3月31日法律第15号「租税特別措置法等の一部を改正する法律」による所得税法の一部改正により「障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税制度」に改正される。その後、この制度は、平成19(2007)年10月1日の郵政民営化に伴い廃止され、他の民間金融機関と共通の非課税制度に統合された。

2) 昭和26(1951)年2月12日第10回国会衆議院大蔵委員会議録第13号2頁西川甚五郎政府委員説明。

二. 昭和28（1953）年法律第176号「租税特別措置法の一部を改正する法律」

昭和28（1953）年の税制改正において、利子所得に対する源泉分離選択税率を50%から40%に引下げるとする政府案が提出される。これを受け、銀行協会連合会金融問題調査委員会は、「一律源泉分離課税を導入すれば、預金の秘密性尊重³⁾で預金者に与える心理的効果が預貯金の増大につながる」と提唱する⁴⁾。国会では、この意見を受けて、政府案を修正し、資本蓄積を促進するため、源泉分離選択制度を廃止し、一律源泉分離課税制度を創設するとともに税率も10%に引下げた。

この改正法は、昭和28（1953）年8月7日に法律第176号「租税特別措置法の一部を改正する法律」として公布され、同日から施行される。同法では第2条の2が改正され、利子所得は所得税法の規定にかかわらず、10%源泉分離課税とされた。その結果、利子所得課税は次のようになる。

一律源泉分離課税制度の創設：昭和28（1953）年1月1日～昭和29（1954）年12月31日までの間に支払いを受ける利子所得については、10%の源泉分離課税とする。ただし、昭和28（1953）年1月1日～昭和28（1953）年8月6日（施行日前日）までの間に支払いを受ける利子所得については、20%の源泉分離課税とする。

ホ. 昭和29（1954）年法律第37号「租税特別措置法の一部を改正する法律」

税制調査会⁵⁾は昭和28（1953）年11月に内閣総理大臣に対し、「税制調査会答申」を提出する⁶⁾。同答申では、「利子所得に対する現行の特例措置（10%の源泉分離課税）は、他の所得に比して負担が軽く権衡を失っているものと思われるが、この際としては貯蓄励行のためやむを得ない措置と認められるから、臨時的措置としてこれを存置する」としている。

この答申を踏まえ、長期安定資金の増加を図るため、利子所得課税の特例をさらに一段と拡張する昭和29（1954）年3月31日法律第37号「租税特別措置法の一部を改正する法律」が公布され、翌4月1日から施行される。同法に第2条の3が加えられ、長期預金等の利子所得について5%の源泉分離課税が新たに設けられた。その結果、利子所得課税は次のようになる。

昭和31（1956）年3月31日までに締結された預入期間が1年以上の預金、または償還期限または登

3) 源泉分離課税の場合、金融機関から税務署への支払調書の提出は要しないことになり預金の秘密性が担保される。

4) 栗原るみ [1985] 70頁～71頁。

5) 閣議決定により、昭和28（1953）年8月内閣に税制調査会、昭和30（1955）年8月内閣に臨時税制調査会、昭和32（1957）年6月大蔵省に税制特別調査会が設置される。その後、昭和34（1959）年5月4日政令第161号「税制調査会令」により総理府設置法に基づく総理府の附属機関として税制調査会が設置された。その税制調査会も昭和37（1962）年4月24日政令第156号「税制調査会令」により改組される。なお、現在の税制調査会は、平成25（2013）年2月1日政令第25号「税制調査会令」により内閣府設置法に基づく内閣府の附属機関として設置されている。

6) 公益社団法人日本租税研究協会から税制調査会のこれまでの答申が「税制調査会答申集」として公表されている。

録期間が1年以上の公社債である長期預金等の利子所得については、5%の源泉分離課税とする。
 (注) 長期預金等に該当しない短期預金等についての改正は行なわれていないので、昭和29(1954)年12月31日までの間に支払いを受ける短期預金等の利子所得については、引続き10%の源泉分離課税となる。

ヘ. 昭和30(1955)年法律第8号「期限の定めのある租税に関する法律につき当該期限を変更するための法律」

長期預金等に該当しない短期預金等の利子所得の10%源泉分離課税の適用期間は、昭和29(1954)年12月31日までとされていたが、昭和30(1955)年3月31日法律第8号「期限の定めのある租税に関する法律につき当該期限を変更するための法律」により、その適用期限を昭和30(1955)年6月30日まで延長し、附則においてこの改正は昭和30(1955)年1月1日に遡り適用することにした。その結果、利子所得課税は次のようになる。

昭和28(1953)年1月1日～昭和30(1955)年6月30日までの間に支払いを受ける短期預金等の利子所得については、10%の源泉分離課税とする。
 (注) 長期預金等の利子所得は、昭和29(1954)年法律第37号がそのまま適用され、5%の源泉分離課税となる。

ト. 昭和30(1955)年法律第33号「租税特別措置法の一部を改正する法律」

利子所得の非課税化について、1955年4月25日第22回国会(特別会)衆議院財政演説で大蔵大臣一萬田尚登は次のように述べている⁷⁾。

- ① 経済の拡大発展を図るためには、国民の勤儉による貯蓄の増強と企業の健全経営によって資本の蓄積を強化しなければならない。すなわち、消費を節約して貯蓄を増大し、経営を健全にして資本の充実を図り、これらによって重要な方面に対する資金の供給を確保し、産業活動を盛んにならしめ、もって雇用の増大を図ることである。
- ② 政府としては、法人税の軽減等により企業資本の充実を図るとともに、さらにこの際預貯金利子に対する一切の課税を停止し、貯蓄の飛躍的増強を意図している。

この財政演説を踏まえ、前年度から進められてきた経済の健全化、金融の正常化を一段と推進するため、従来の預貯金等に対する税制上の優遇措置を一步進めて、預貯金等の利子所得に対する所得税を全免する等、思い切った措置がとられることになった⁸⁾。この改正法は、昭和30(1955)年6月30日に法律第33号「租税特別措置法の一部を改正する法律」として公布され、翌7月1日から施行される。同法では第2条の2および第2条の3が改正され、その結果、利子所得課税は次のようになる。

昭和30(1955)年7月1日～昭和32(1957)年3月31日までの間に支払いを受ける利子所得に対しては所得税を課さない。

チ. 昭和32(1957)年法律第26号「租税特別措置法」

預貯金、公社債等の利子所得に対する所得税非課税措置は昭和32(1957)年3月末日を

7) <https://worldjpn.net/documents/texts/fim/19550425.SYJ.html> (1955年4月25日第22回国会(特別会)衆議院大蔵大臣一萬田尚登財政演説)。

8) 大蔵省銀行局 [1956] 41頁。

もってその適用期限が到来することから、その取扱いについて、昭和30（1955）年8月2日の閣議決定において設置された臨時税制調査会で検討がはじまる。同調査会は昭和31（1956）年12月25日、内閣総理大臣に対し「最近の諸情勢に即応すべき税制改正の方策に関する諮問に対する答申」を提出する。同答申のうち利子所得課税の特例については次のとおり。

- ① 国民経済の健全な発展のためには、貯蓄の増強が必要である。
- ② しかし、利子所得の税負担を他の所得よりも軽くすることは、公平の原則に反する。
- ③ この両面の考察、更に現行金利体系に衝撃的な影響を与えないようにするとの配慮に基づき、利子所得非課税の措置は、適用期限をもって廃止するが、適用期限経過後2年間、激変緩和の意味で、10%の税率による分離課税を行なう。

しかし、実際の税制改正では、答申よりも利子課税優遇の対応となった。すなわち、長期預金等利子所得については、さらに昭和34（1959）年3月31日までの2年間に限り非課税とされ、その他の利子所得については答申どおり10%税率による源泉分離課税となる。この改正法は、昭和32（1957）年3月31日に法律第26号「租税特別措置法」として公布され、翌4月1日から施行された。同法は、昭和21年法律第15号「租税特別措置法」の全部改正が行なわれたものであり、第3条に「利子所得の分離課税及び税率の軽減」が、第4条に「長期預金等の利子所得の非課税」が規定されている。その結果、利子所得課税は次のようになる。

- ① 長期預金等利子所得の非課税：昭和34（1959）年3月31日までに発行された公社債で発行の日から償還期間までの期間が1年以上であるもの、昭和34（1959）年3月31日までに締結された契約に基づく金融機関に対する預金で契約に定める預入期間が1年以上である定期預金等の利子で、同日までに支払われるものおよび同日後でも預入後3年以内に支払われるものについては、所得税を課さない。
- ② 短期預金等利子所得の源泉分離課税：昭和32（1957）年4月1日～昭和34（1959）年3月31日までの間に支払いを受ける短期預金利子所得については、10%の源泉分離税とする。

その後、昭和33（1958）年3月31日法律第38号「租税特別措置法の一部を改正する法律」において⁹⁾、「昭和33（1958）年4月1日以後におい6ヵ月以上毎月一定額の預貯金等長期貯蓄契約を締結し、当該契約に基づいて同日から昭和34（1959）年12月31日までの間に貯蓄を行なった場合には、昭和33（1958）年分および昭和34（1959）年分の所得税について、年間貯蓄額の3%相当額（最高6千円）をそれぞれの年分の所得税額から控除する」とする貯蓄控除制度が新設されている。この貯蓄控除制度は、手続きが煩雑なうえ、控除額が年間貯蓄額の3%相当額（最高6千円）に過ぎないことから、貯蓄奨励策としてはあまり効果を上げられなかった。このため適用期限の到来をもって打ち切られる。

リ. 昭和34（1959）年法律第77号「租税特別措置法の一部を改正する法律」

臨時税制委員懇談会（昭和33（1958）年7月に内閣総理大臣の委嘱により発足）は昭和

9) この改正は、税制特別調査会昭和32（1957）年12月25日「税制特別調査会答申」を受けて行われたものである。

33（1958）年12月2日、内閣総理大臣に対し、意見要録を提出する。この意見要録は、預貯金等の利子に対する源泉分離課税ないし非課税制度が昭和34（1954）年3月31日をもって適用期限が到来することを踏まえ、この制度の改廃について、各委員の意見とそれを取りまとめたものである。この問題について、ほぼ多数の委員によって支持された意見は、「利子所得に対する総合課税の原則は維持されるべきであり、今後この原則に復帰することを目標とすべきである。ただし、現行の特別措置を一挙に廃止することは無理で漸進的に進むべきである」ということであった。

この意見要録を踏まえ、さらに経済金融情勢の推移をも勘案し、長期預金等の利子所得非課税制度を廃止し、すべての利子所得について10%の源泉分離課税に統一することとする改正法が¹⁰⁾、昭和34（1959）年3月31日に法律第77号「租税特別措置法の一部を改正する法律」として公布され、翌4月1日から施行される。その結果、利子所得課税は次のようになる。

- ① 長期預金等利子所得の非課税制度廃止：昭和34（1959）年3月31日で期限の切れる長期預金等の利子所得の非課税扱いは、期限の延長は行なわない。
- ② 利子所得の源泉分離課税：昭和34（1959）年3月31日で期限が切れる利子所得の源泉分離課税および税率の軽減は、なお2年間延長することとし、昭和34（1959）年4月1日～昭和36（1961）年3月31日までの間に支払いを受ける利子所得については、10%の源泉分離課税とする。

又、昭和36（1961）年法律第40号「租税特別措置法の一部を改正する法律」

税制調査会は昭和35（1960）年12月9日、内閣総理大臣に対し「当面実施すべき税制改正に関する答申」を提出する。その中で利子所得課税の特例については、「近く予定されている金利、特に預金金利引下げの政策方向を考慮し、なお1年間その適用期間を延長する」としている。

特例を1年延長する改正法は、昭和36（1961）年3月31日法律第40号「租税特別措置法の一部を改正する法律」として公布され、翌4月1日から施行される。その結果、利子所得課税は次のようになる。

昭和36（1961）年3月31日までとされていた利子所得に対する10%の源泉分離課税の特例措置を昭和37（1962）年3月31日まで1年間延長する。

ル、昭和37（1962）年法律第46号「租税特別措置法の一部を改正する法律」

税制調査会は昭和36（1961）年12月7日、内閣総理大臣に対し「税制調査会答申」を提出する。その中で利子所得課税の特例については、「最近における国際収支の改善対策の一環として貯蓄の増強のための諸政策が推進されていることにかんがみ、利子所得分離課税の特例の廃止が、預貯金者の微妙な心理に与える影響について重大な関心が払われざるを得ないとの理由で、その適用期間をさらに1年間延長することが適当と認められる」としている。

特例をさらに1年間に延長する改正法は、昭和37（1962）年3月31日法律第46号「租税

10) 大蔵省銀行局 [1959] 53頁～54頁。

特別措置法の一部を改正する法律」として公布され、翌4月1日から施行される。その結果、利子所得課税は次のようになる。

昭和37（1962）年3月31日までとされていた利子所得に対する10%の源泉分離課税の特例措置を昭和38（1963）年3月31日まで1年間延長する。

ヲ. 昭和38（1963）年法律第65号「租税特別措置法の一部を改正する法律」

税制調査会は昭和37（1962）年12月10日、内閣総理大臣に対し「昭和38（1963）年度の税制改正に関する臨時答申」を提出する。同答申は次の2点を眼目とするものであった。

- ① 最近における社会経済事情の変化に応じて必要とされる税負担の調整を図ること。
- ② 社会資本の充実、産業基盤の強化等わが国経済の発展のため当面要請されている税制上の措置を行なうこと。

利子所得課税に関する具体的な提案の一つとして、昭和37（1962）年度末に期限の到来する利子所得に対する源泉分離課税の特例を2年間延長すること。

しかしながら、税制改正にあたっては、最近の経済情勢をみると、貿易・為替の自由化を控え、激しい国際競争にさらされようとしており、これに打ち勝つにはなお一層の資本蓄積、貯蓄の奨励が何にもまして必要であるとの認識から、貯蓄に対して刺激を与える意味において、利子および配当所得課税の全免あるいは大幅な軽減が強く要望された。この点については、所得税の理念である負担の公平と真正面から対立するものであったが、政策的要請も強かったため、資本蓄積あるいは貯蓄の奨励のため、さらに特例を強化することとして、利子所得について2年間に限り従来の10%の源泉分離課税を5%の源泉分離課税にする措置が取られることになる¹¹⁾。

税率を引下げ、制度を2年間延長する改正法は、昭和38（1963）年3月31日法律第65号「租税特別措置法の一部を改正する法律」として公布され、翌4月1日から施行される。その結果、利子所得課税は次のようになる。

昭和38（1963）年4月1日～昭和40（1965）年3月31日までの間に支払いを受ける利子所得については、5%の源泉分離課税とする。

ワ. 昭和40（1965）年法律第32号「租税特別措置法の一部を改正する法律」

税制調査会は昭和39（1964）年12月12日、内閣総理大臣に対し、「今後におけるわが国の社会、経済の進展に即応する基本的な租税制度のあり方」において、利子配当課税に関して、次のような答申を行なっている。

- ① 利子配当課税に対する租税特別措置は、一部の高額資産所得者を著しく優遇するものであって、この措置に伴って生ずる弊害が大きく、しかもその弊害を償うに足るほどの政策的効果も実証し難いので、これを廃止すべきものと考えられる。
- ② なお、これを廃止する際には、何分にも長年にわたる措置であるだけに国民に与える心理的影響等を考慮して、経過的措置を設ける等の配慮が必要である。

その後、税制調査会は昭和39（1964）年12月17日、内閣総理大臣に対し「昭和40年度の

11) 大蔵省銀行局 [1963] 38頁。

税制改正に関する答申」を提出する。同答申では、「税制調査会が昭和39（1964）年12月12日に答申した原則にのっとって、利子、配当に対する課税の特例の改正等所要の整理合理化を進める必要があるとし、利子所得に対し、源泉徴収税率を5%から10%に引き上げるとともに、20%の税率による源泉選択制度（期限2年）を創設する」としている。

しかし、改正法では、20%源泉選択制度は採用されず、昭和40（1965）年度末に期限の到来する利子所得に対する源泉分離課税の特例を、税率を5%から10%に上げたうえで、昭和42（1967）年3月31日まで2年間延長するとした昭和40（1965）年3月31日法律第32号「租税特別措置法の一部を改正する法律」が公布され、翌4月1日から施行される。その結果、利子所得課税は次のようになる。

昭和40（1965）年4月1日～昭和42（1967）年3月31日までの間に支払いを受ける利子所得については、10%の源泉分離課税とする。

カ. 昭和42（1967）年法律第24号「租税特別措置法の一部を改正する法律」

税制調査会は昭和42（1967）年2月18日、内閣総理大臣に対し「昭和42（1967）年度の税制改正に関する答申」を提出する。その中で「利子所得に対する措置については、その特別税率を漸進的に引上げることとして、その引上げ幅はさしあたり（2年間程度）5%とする」とされていた。しかしながら、第55回国会における税制改正案の審議が遅れ、年度内の法案成立が見込めなくなったことから、それに対処するため、昭和42（1967）年度末に期限の到来する利子所得に対する源泉分離課税の特例を、昭和42（1967）年5月31日まで暫定的に2ヵ月間延長する改正法が昭和42（1967）年3月31日法律第7号「期限の定めのある国税に関する法律につき当該期限を変更するための法律」として公布され、翌4月1日から施行される。同法第1条（租税特別措置法の一部改正）において、利子所得課税について、次のとおり期間延長だけの改正が行なわれた。

昭和40（1965）年4月1日～昭和42（1967）年5月31日までの間に支払いを受ける利子所得については、10%の源泉分離課税とする。

その後、税制調査会答申を踏まえ、源泉分離課税率を10%から15%に引上げ、期間を2年間延長する改正法は、昭和42（1967）年5月31日法律第24号「租税特別措置法の一部を改正する法律」として公布され、翌6月1日から施行される。その結果、利子所得課税は次のようになる。

昭和42（1967）年7月1日～昭和45（1970）年3月31日までの間に支払いを受ける利子所得については、15%の源泉分離課税とする。昭和42（1967）年6月1日～6月30日の間については、附則において15%の源泉分離課税とされている。

コ. 昭和45（1970）年法律第38号「租税特別措置法の一部を改正する法律」

税制調査会は昭和45（1970）年1月22日、内閣総理大臣に提出した「昭和45（1970）年度の税制改正に関する答申」において、緊急にその実現を図るべきものとして、「税制は常に国民に信頼されるものでなくてはならないとの見地から、多年にわたり存続されてきた利子・配当課税の優遇措置について、制度の改正が国民の貯蓄態度に与える心理的影響

に配慮しつつ、その整理合理化のため一步を踏み出すこと」をとりあげていた。

しかしながら、昭和44（1969）年度末の総選挙施行に伴う第63回特別国会における税制改正案の審議が遅れ、年度内の法案成立が見込めなくなったことから、それに対処するため、利子所得の特例措置を1ヵ月間延長する改正法が昭和45（1970）年3月27日法律第5号「昭和45（1970）年度の税制改正に関する暫定措置法」として公布され、翌月4月1日から施行される。その結果、利子所得課税は次のようになる。

昭和42（1967）年7月1日～昭和45（1970）年4月30日までの間に支払いを受ける利子所得については、15%の源泉分離課税とする。

その後、税制調査会答申を踏まえた利子課税制度の改正を織り込んだ改正法案は、国会で可決され、昭和45（1970）年4月30日に法律第38号「租税特別措置法の一部を改正する法律」として公布され、翌5月1日から施行される。その結果、利子所得課税は次のようになる¹²⁾。

- ① 利子に対する現行の源泉徴収税率の特例（軽減税率15%）の適用を昭和50（1975）年12月31日まで延長する。
- ② 源泉選択制度の復活：定期預金、公社債等の資産性の強い貯蓄に係る利子について、15%源泉徴収後の総合課税と源泉分離課税との選択を認める。源泉分離選択制の復活である。源泉分離課税を選択した場合の税率は、昭和46（1971）年および47（1972）年の2年分については20%、昭和48（1973）年ないし50（1975）年の3年分については25%とする¹³⁾。
- ③ 申告不要制度の創設：普通預金その他の要求払預金に係る利子については、現行の分離課税制度に代え、新たに申告不要制度を創設し、昭和46（1971）年4月1日以降5年間に支払いを受ける利子について適用する。この制度では、総合課税の方が有利な場合には確定申告を行なうことにより源泉徴収税額の全部または一部の還付を受けることができるようになる。
- ④ 現行の利子所得の源泉分離課税は、昭和45（1970）年12月31日まで延長する。

タ. 少額預金非課税制度

戦時の貯蓄奨励運動が終戦に至る過程において国民貯蓄組合が設置される。さらに貯蓄を奨励するため、昭和16（1941）年3月13日法律第64号「国民貯蓄組合法」が公布され、任意に設立された国民貯蓄組合が一定の条件を備えた場合、組合員の貯蓄について非課税とした。戦後、非課税元本限度額は、3万円（昭和22（1947）年法律第99号）、10万円（昭和27（1952）年法律第67号）、20万円（昭和32（1957）年法律第30号）、30万円（昭和32（1957）年法律第183号¹⁴⁾）、50万円（昭和37（1962）年法律第62号）と漸次引き上げられ

12) 大蔵省銀行局「[1970] 53頁～54頁。

13) 15%源泉徴収後の総合課税と源泉分離課税との選択は、昭和62（1987）年9月25日法律第96号「所得税法等の一部を改正する法律」による租税特別措置法の一部改正により、昭和63（1988）年4月1日以後に支払いを受ける利子所得には15%の源泉分離課税が適用されることになる。令和7（2025）年度末現在における利子所得には、15%の所得税（租税特別措置法（昭和32（1957）年法律第26号）第3条）、0.315%の復興特別所得税（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23（2011）年法律第117号）第13条）、5%の住民税均等割（地方税法（昭和25年法律第226号）第24条第1項第5号）の合計20.315%が源泉分離課税されている。

14) 昭和32（1957）年11月18日法律第183号は「租税特別措置法の一部を改正する法律」。その他は「国

ていく。

国民貯蓄組合法による少額貯蓄非課税制は、零細貯蓄の吸収に大きな役割を果たした反面、次のとおり制度が乱用され、本来の趣旨からみて好ましくない障害が生じていた¹⁵⁾。

① 大口預金を架空名義で分割して、この制度の適用を受ける。

② 銀行等に預金する際、その窓口で組合員となる窓口組合が多数を占めている。

そこで、昭和38(1963)年3月31日法律第65号「租税特別措置法の一部を改正する法律」において、利子所得の源泉分離課税率が10%から5%に引下げる優遇措置の強化が講じられたのを機会に、昭和38(1963)年3月31日法律第66号「所得税法の一部を改正する法律」において、従来の国民貯蓄組合制度を定めていた国民貯蓄組合法を廃止し(附則第2条)、新たに50万円までの利子所得について所得税を課さないとする少額預金非課税制度を設けることとし(改正後の第6条の2)、一段と少額預金を優遇する措置をとることとした¹⁶⁾。少額預金非課税制度は次のとおり。

個人が金融機関または証券業者の営業所等において預入し、信託または購入した預金、合同運用信託、公社債、公社債投資信託の受益証券のなかの一種類で、かつ一営業所等にかかるものに限り(一人一種類、一店舗)、その利子等の計算期間を通じて元本または額面金額が50万円を超えない場合に限り、その利子所得には所得税を課さない。

この所得税法上の少額預金非課税制度の非課税限度額は、経済情勢の変化や個人貯蓄動向からみて¹⁷⁾、昭和40(1965)年3月31日法律第33号「所得税法(昭和22年法律第27号の全部改正)」により50万円から100万円に引上げられた。

また、昭和42(1967)年5月31日法律第20号「所得税法の一部を改正する法律」では、これまで預金、合同運用信託または特定の有価証券のうちいずれか一種類の貯蓄で、しかも一店舗に貯蓄するものに限って元本の合計が100万円までの利子については非課税となっていたが、この改正により、昭和42(1967)年7月1日からは貯蓄の種類を必ずしも一種類に限らず、また貯蓄先の店舗も一店舗に限定しないで、元本が100万円までの利子については非課税とすることに改められた¹⁸⁾。

さらに、昭和46(1971)年3月31日法律第18号「所得税法の一部を改正する法律」により、少額預金非課税制度の非課税限度額は100万円から150万円に引上げられている¹⁹⁾。

また、これとは別に、昭和43(1968)年4月20日法律第23号「租税特別措置法の一部を改正する法律」において、少額国債非課税制度が創設された。当時、国債は市中消化を原

民貯蓄組合法の一部を改正する法律」。

15) 大蔵省銀行局 [1963] 38頁。

16) 大蔵省銀行局 [1963] 38頁。

17) 大蔵省銀行局 [1965] 26頁。

18) 大蔵省銀行局 [1968] 31頁。

19) この少額預金の利子所得の非課税制度は、昭和62(1987)年9月25日法律第96号「所得税法等の一部を改正する法律」による所得税法の一部改正により「老人等の少額預金の利子所得の非課税制度」に、さらに平成14(2002)年3月31日法律第15号「租税特別措置法等の一部を改正する法律」による所得税法の一部改正により「障害者等の少額預金の利子所得の非課税制度」に改正される。

則としており個人消化には特に配慮されていたが、流通市場の状況からますます困難となってきた。このため従来の少額預金非課税制度に加えて、新たに特別非課税制度を設けて国債の個人消化に一層拍車をかける措置が設けられる²⁰⁾。

(2) 沖縄における利子所得課税制度の変遷

一方、沖縄では、唯でさえ、民間資本の正常な蓄積が十分でなく、かつ資本の外部への漏洩率が高いことから、預貯金は本土以上に強力に奨励され、その税法上の保護政策も充分講ぜられなければならなかった²¹⁾。しかし、沖縄においても租税特別措置法により「利子所得に対する課税上の特例」は設けられたが、その優遇措置は1965年3月まで必ずしも本土並みとはいえない。例えば、次のようなものがあった。

- ① 本土では、昭和30（1955）7月1日から昭和32（1957）年3月31日までの間に支払いを受ける利子所得、さらに長期預金等については昭和34（1959）年3月31日までに支払いを受ける利子所得は非課税であった。しかし、沖縄ではこのような非課税の取扱いはなかった。
- ② 沖縄では、1961年7月1日から1962年6月30日までの間に支払いを受ける利子所得について、源泉分離課税が廃止され、源泉徴収後の総合課税が適用された。
- ③ 本土では、国民貯蓄組合法および所得税法において少額貯蓄非課税制度が設けられていた。しかし、沖縄には、この少額貯蓄非課税制度に相当する制度がなかった。それに代わるものとして、農林漁業中央金庫、労働金庫、信用金庫、協同組合および協同組合連合会が支払を受ける預金の利子、農林漁業中央金庫、労働金庫、信用金庫および協同組合から支払を受ける預金の利子について非課税制度が設けられている。

なお、この少額貯蓄非課税制度については次のような動きがあった。しかし、この制度が創設されることはなかった。

- a. 琉球政府内務局金融検査部は1962年12月26日、本土の国民貯蓄組合法に倣った貯蓄組合法案を作成する。しかし、税制を担当する計画局長の承認を得ることができず立法案の勧告を取り止めている。
- b. 貯蓄増強運動推協議会会長は1964年2月18日、那覇銀行協会から要望のあった少額貯蓄非課税制度を含む利子所得課税の優遇措置について、行政主席および米琉合同税制協議会長対し「預金利子所得に対する優遇措置について」と題する文書を提出している。
- c. 税制審議会²²⁾は1968年3月5日、行政主席に対し提出した「本土並み負担を目標とした税制3ヵ年計画及び1969年度において実施すべき税制改正についての答申」

20) 大蔵省証券局 [1968] 22頁。

21) 久場政彦 [1962] 22頁。

22) 本土の税制調査会に相当するものとして、沖縄においても1961年12月30日規則第167号「税制審議会設置規則」により、租税の意義を深く認識し、その基調に立って制度の合理化を図るため、琉球政府行政組織法（1961年立法第100号）第9条第1項の規定に基づき、税制審議会が設置された。

において、少額貯蓄非課税制度の創設を答申している²³⁾。

イ. 1952年立法第44号「所得税法」

1952年2月29日に米国民政府布告第13号「琉球政府の設立」、米国民政府布令第68号「琉球政府章典」が公布され、同年4月1日に琉球政府が発足する。それに伴い、各群島政府において施行されていた個人所得税法²⁴⁾は廃止され、1952年10月2日立法第44号「所得税法」が公布された²⁵⁾。この所得税法は、本土の所得税法（昭和22（1947）年法律第27号）を参考にして制定されていたので、税の仕組みなどはほとんど本土法と同様であったが、所得控除額や税率など負担に係るものについては、当時の沖縄の社会、経済の事情等を考慮して定められているため、課税最低限は低く、税率はかなり高くなっていた²⁶⁾。

1952年立法第44号「所得税法」における利子所得にかかる納税義務者は次のとおり。ただし、本節では、誌面の都合上、①のこの立法施行地に住所を有する個人に限定してみたい。

- ① この立法施行地に住所を有する個人²⁷⁾：所得の全部に対して所得税を課する（第1条第1項、第2条第1項、布令所得税法²⁸⁾に規定する外国人を除く）。
- ② この立法施行地に住所を有しない個人：法施行地において受ける公社債もしくは預金（貯金その他これに準ずるものを含む）の利子に対して所得税を課する（第1条第2項第2号、第2条第2項、布令所得税法に規定する外国人を除く）。
- ③ 法人：この立法施行地において公社債もしくは預金の利子に対して所得税を課する（第1条第3項、第2条第4項）。

所得税法における立法施行地に住所を有する個人（以下、「個人」という）の公社債および預金（貯金その他これに準ずるものを含む）の利子所得²⁹⁾に対する規定は次のとおり。

23) 沖縄県公文書館所蔵資料『税審答申』（資料コード RDAE005545）「税制審議会1968年3月5日『本土並み負担を目標とした税制3ヶ年計画及び1969年度において実施すべき税制改正についての答申』」。

24) 1950年5月1日米国軍政府布令第10号「沖縄群島個人所得税法及び同手続法」、1950年6月30日米国軍政府布令第16号「奄美群島個人所得税法及び同手続法」、1950年12月28日米国民政府布令第29号「宮古群島及び八重山群島個人所得税法及び同手続法」。

25) 1952年立法第44号「所得税法」に係る立法院會議録は、公報号外1953年5月25日第1回定例会立法院會議録自第56号自1952年8月27日至第60号1952年9月1日13頁～15頁（第一読会）、17頁～20頁（第二読会）を参照されたい。

26) 戦後沖縄税務行政史編集委員会〔1982〕61頁～62頁。

27) 1952年10月2日立法第44号「所得税法」第1条第1項では「この立法施行地に住所を有し又は1年以上居所を有する個人」となっていたが、1954年9月15日立法第44号「所得税法の一部を改正する立法」において「有し又は1年以上居所を」が削除され、改正後の第1条第1項では「この立法施行地に住所を有する個人」となっている。

28) 布令所得税法とは、1953年7月21日米国民政府布令第114号「琉球人の所得税」を指している。

29) 利子所得のこの規定は1952年10月2日立法第44号「所得税法」第1条第2項第2号によるが、1960年9月16日立法第111号「所得税法の一部を改正する立法」における改正後の第1条第2項第2号では「政府債、市町村債又はこの立法の施行地に本店若しくは主たる事務所を有する法人の発行する債券若しくは預金（貯金その他これに準ずるものを含む）」となっている。

20%源泉徴収後に他の所得と合算する総合課税。
非課税：郵便貯金の利子。

<個人の利子所得課税>

個人は、所得税の納税義務を有し（第1条第1項）、所得の全部に対して所得税が課される（第2条第1項）。公社債および預金の利子の課税標準は、その年度中（4月1日から翌年3月31日）の収入金額とされている（第8条第1項第1号）。利子所得は他の所得と合算し、総所得金額が一定金額を超えるときは、翌年度5月1日から同月31日までに、確定申告書を政府に提出しなければならない（第38条）。

なお、個人に対し、沖縄において利子所得の支払いをなす者はその支払いの際、支払金額に対し、20%の税率を適用して算出した税額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを政府に納付しなければならない（第51条）。

すなわち、個人に対する利子所得については、税率20%の源泉徴収後、他の所得と合算する総合課税となる。

<非課税所得>

郵便貯金の利子、郵便振替貯金の利子および当座預金の利子については、所得税は課さない（第6条第3号）。その郵便貯金の貯金総額限度額は、1955年11月22日立法第79号「郵便貯金法」において5万円されていた（第7条）。その後、貯金総額限度額は、1959年7月1日立法第76号「郵便貯金法の一部を改正する立法」により「5万円」から「千ドル」に、1961年8月18日立法117号「郵便貯金法の一部を改正する立法」により「千ドル」から「二千ドル」に漸次引き上げられている。

□. 1954年立法第37号「租税特別措置法」

行政主席は1954年7月5日、立法院議長に対し、租税特別措置法に関する立法要請を行なう³⁰⁾。同年7月8日立法院第4回議会（定例）において、行政主席メッセージ第35号「租税特別措置法に関する立法要請」は内政委員会に付託することが決議される³¹⁾。利子所得課税に対する要請理由は、「貯蓄奨励に資するため利子所得を他の所得と区分して、独立課税を行ない、税率を20%から10%に軽減する」ことであった。

同立法案の第一読会は、1954年8月4日第4回議会（定例）で行なわれた。発議者内政委員長当山真志は、立法案の利子所得に関し次の旨の説明を行なう³²⁾。

① 法人に於けるこの利子所得が法人税として35%の課税をされた³³⁾、それから利子が

30) 内政局主税課が立案した租税特別措置法（案）、琉球政府内決裁文書、米国民政府との事前・事後調整文書については、沖縄県公文書館所蔵資料『租税特別措置法01』（資料コード0000142939）「1954年9月10日立法第37号」を参照されたい。

31) 公報号外1954年10月30日第4回定例会（自第16号1954年7月2日至第20号1954年8月4日）立法院会議録27頁「メッセージ第35号」1954年7月5日）。

32) 公報号外1954年10月30日第4回定例会（自第16号1954年7月2日至第20号1954年8月4日）立法院会議録100頁 内政委員長当山真志説明。

33) 1953年4月20日立法第21号「法人税法」第21条において、法人税の税率は35%とされている。

配当入れる場合に対する個人の所得に於いて二重課税にならないように一般の所得から切り離して単独に計算をし、そしてこれに従来の20%の課税を10%に軽減する途を講じた。

(筆者注) この当山真志の説明は会議録のママである。非常にわかりにくい。利子所得については、課税後の所得(利子の元本)から生じる二次的な所得である利子所得に課税することは二重課税になるという考え方もあり、そのことを説明しているのかもしれない。しかし、会議録の説明では、配当所得の二重課税問題と混同しているように思われる。

② 資本の少ない沖縄におきまして、民族資本の蓄積によりこれが生産事業へ振り向けられ、経済振興を期するというねらいを持っている。

第一読会終了後、同立法案は内政委員会に付託された。

第二読会は1954年8月6日に開催され、内政委員長当山真志から原案に第6条として「この立法の施行に関し、必要な事項は規則で定める」を挿入する修正案が上程される。内政委員長当山真志の説明後、読会省略の動議が出され、租税特別措置法案は修正案どおり可決された³⁴⁾。修正案は、1954年9月10日立法第37号「租税特別措置法」として公布され、当日から施行される。同法における利子所得課税の特例は次のとおり。

立法施行の日(1954年9月10日)から1957年3月31日までの間に支払いを受ける利子所得については、10%源泉分離課税とする。

利子所得に対する課税上の特例として、「所得税法(1952年立法第44号)第1条第1項に規定する者(筆者注:立法施行地に住所を有する個人)が、支払いを受ける利子所得(公社債および預金の利子)については、同法第8条第1項第1号(利子所得の課税標準の計算)および第25条(税率)の規定にかかわらず、他の所得とこれを区分し、その支払いを受ける金額に対し、10%の税率を適用して所得税を課税する」とし(第2条第1項)、「この立法施行の日(1954年9月10日)から1957年3月31日までの間に支払いを受ける利子所得に対する所得税法第51条(利子所得、配当所得に対する源泉徴収)の規定の適用については、当該規定に規定する20%の税率は10%の税率とする」となっている(第2条第2項)。すなわち、個人が支払いを受ける利子所得は、立法公布の日(1954年9月10日)から1957年3月31日までの間、10%の源泉分離課税が適用されることになり、利子所得に対する軽減措置の始まりとなる。

ハ. 1957年立法第91号「租税特別措置法の一部を改正する立法」

行政主席は1957年6月29日、立法院議長宛てに「租税特別措置法の一部を改正する立法」の立法勧告を行なう。勧告理由の一つが「貯蓄奨励を図るため、利子所得に対する所得税課税の適用期限を延長する」ことであった³⁵⁾。この立法案は内政委員会に付託された。

34) 公報号外1954年11月8日第4回議定例立法院会議録(自21号至25号)14頁～15頁。

35) 沖縄県公文書館所蔵資料『立法に関する書類1957年5』(資料コード RDAE006435)「217頁立法案第99号租税特別措置法の一部を改正する立法の署名及び公布について:1957年6月29日官総第436号『租税特別措置法の一部を改正する立法』の立法勧告について」。

同委員会において、立法案に利子所得に対する所得税課税の適用期限延長のほか、協同組合の預金利子に対する課税上の特例が付け加えられた。

1957年9月17日第10回議会（定例）の第一読会において、発議者である内政委員会委員長宮城寛雄から発議理由が述べられる³⁶⁾。そのうち利子所得に係るのは次のとおり。

- ① 貯蓄奨励を図るとの見地から、10%の源泉分離課税を1960年まで延長する。
- ② 政府からの立法勧告にはなかったが、他の事業と比して利益率の低い農漁業者の資本蓄積を図るため、協同組合中央金庫および協同組合が支払いを受ける預金の利子および協同組合から支払いを受ける預金の利子に免税措置をとる。

立法案は引続き内政委員会に付託することとされた。

本会議における第二読会は同年9月21日に開催される。内政委員長宮城寛雄から9月17日の本会議において付託になった立法案については、委員会を開催して慎重に審議した結果、原案通り可決すべきものと決定した旨と、9月17日本会議で質問のあった「中央金庫並びに協同組合の預金の無税は恒久化すべきではないか」に対し、「それは望ましいことでありますけれども、恒久化するためには所得税法においてすべきであって、これは租税措置法による暫定措置であるので、本法におきましては案通りにすべきものだというふうな意見で決定したのであります。その期限を1960年の3月31日までに切ったということは、これは産業5か年振興計画に即応いたしましてその期限を決めたものであります」との応答を行う。その後、質疑はなく、読会は省略され、立法案は委員長報告通り可決された³⁷⁾。改正法は、1957年10月29日立法第91号「租税特別措置法の一部を改正する立法」として公布され、同日施行される。その結果、利子所得課税は次のようになる。

1957年10月29日から1960年3月31日までの間に支払いを受ける利子所得については、10%源泉分離課税とする（延長）。

非課税：1957年10月29日から1960年3月31日までの間に協同組合中央金庫および協同組合が支払いを受ける預金利子、協同組合から支払いを受ける預金利子。

< 個人の利子所得課税 >

個人が改正法施行の日（1957年10月29日）から1960年3月31日までの間に支払いを受ける利子所得については、所得税法第8条第1項第1号（利子所得の課税標準の計算）および第25条（税率）の規定にかかわらず、他の所得とこれを区分し、その支払いを受ける金額に対し、10%の税率を適用して所得税を課税する（改正後の租税特別措置法第2条第1項）。また、これに合せて源泉徴収の方法についても所要の改正が行なわれた。この改正により、個人が支払いを受ける利子所得は、10%の源泉分離課税が1960年3月31日まで3年間延長して適用されることになる。

なお、改正租税特別措置法の立法が遅れたことにより軽減税率10%が適用されなくなった1957年4月1日からこの立法施行の日の前日（1957年10月28日）までに所得税法第51条

36) 公報号外1958年3月4日第10回議会（定例）琉球立法院會議録第37号2頁内政委員会委員長宮城寛雄説明。

37) 公報号外1958年3月11日第10回議会（定例）琉球立法院會議録第38号63頁。

(利子所得、配当所得に対する源泉徴収)の規定により徴収して納付された利子所得に対する所得税(20%)については、軽減税率10%との差額は規則の定めるところにより還付される(改正租税特別措置法附則第3項)。

＜非課税の拡大：協同組合中央金庫・協同組合＞

1957年立法第91号施行の日(1957年10月29日)から1960年3月31日までの間に支払いを受けるべき次に掲げる預金の利子については、所得税を課さない(改正後の租税特別措置法第2条の2)。

- ① 協同組合中央金庫および協同組合法(1956年立法第67号)³⁸⁾の規定により設立した協同組合が支払いを受ける預金の利子。組合の自己資本充実に資する措置である。
- ② 協同組合から支払いを受ける預金の利子。少額の預金者の税負担を免除して貯蓄増強に資する措置である。

この協同組合中央金庫および協同組合取扱いの預金利子に対する利子所得税の免税は、次のことから措置されたものである³⁹⁾。

- ① 協同組合中央金庫および協同組合取扱いの預金は、農漁民による零細な預金であり、これに所得税法どおりの課税(20%)をした場合、貯蓄意欲を大きくそぐことになる。
- ② 協同組合自体まだ育成の段階であり、農漁民の預金がなければ資金運用に困る。農漁業資金の自賄体制を奨励するためにも利子所得税を免除し、農漁業金融をスムーズに運営させる必要がある。

二. 1959年立法第178号「租税特別措置法の一部を改正する立法」

行政主席は1959年5月18日、立法院議長宛に「所得税法の一部を改正する立法」の立法勧告を行なう⁴⁰⁾。その勧告理由には、直接利子所得課税に関するものはなかった。

しかし、その立法勧告案の附則に次のとおり、利子所得課税の特例が規定されていた⁴¹⁾。これらは、所得税法の附則で本則と租税特別措置法を改正しようとするものである。

第8項：立法施行地に住所を有する個人が受け取る長期性預金等の利子所得については、

38) 1951年5月24日米国民政府布令第45号「琉球協同組合法」は、1957年6月4日米国民政府布令第169号「布令第45号の廃止」により廃止される。その間、民立法への切替え要望があったことから1956年9月25日立法第67号「協同組合法」が公布されている。

39) 農林漁業中央金庫史編集委員会[1987]275頁。

40) 沖縄県公文書館所蔵資料『立法に関する書類1959年3』(資料コードRDAE006423)「507頁立法案第147号所得税法の一部を改正する立法の署名及び公布について：1959年5月18日官総第508号『所得税法の一部を改正する立法の立法勧告について』」。

41) 行政主席に提出された1959年税制審議会答申では、利子所得に対する課税について「利子所得は、それが資産所得であり、担税力に富んでいることにかんがみて、他の所得と総合しないで課税することは負担の公平を欠くものであるが、しかしながら、貯蓄奨励及び資本蓄積の促進がきわめて急務とされている現在の情勢下においては、直ちに現行制度を改めることは実情に副わないうらみがあると認められるので、臨時措置として当分の間これを認めざるを得ないと思われる」とされていた(沖縄県公文書館所蔵資料『税制審議会答申』(資料コードRDAE009959)「1959年税制審議会答申」)。なお、1959年税制審議会は、琉球政府行政事務部局組織法(1953年立法第9号)に基づいて設置されたものではない。

5%の源泉分離課税を適用する。

第10項：長期性預金等の利子を支払う者の源泉徴収率は5%とする。

1959年6月29日第14回議会（定例）において、同立法案の第一読会が行なわれる。発議者の内政委員長平良幸市は、所得税法および租税特別措置法において定める利子所得税の特例を附則で改正することについて、「勧告案では附則におきまして、所得税等に対する特別法として利子所得等に対する所得税等の軽減措置として、1954年に制定されなおその効力を有する租税特別措置法に規定されている利子所得等の軽減規定を改正するようになっておりますが、委員会といたしましては所得税法の本則の改正に伴わないで改正案の附則で臨時的な特例を、即ち経過措置でない規定でできるか。又一般法と特別法との優先等関してもいろいろ疑義がありましたので、本来の姿にもどしまして、所得税法の改正の姿からはその規定を削ることにいたしました。しかし後刻上程されます租税特別措置法の一部を改正する立法案に勧告案の趣旨を生かして、勧告はされておきませんが、委員会として発議することに決定いたしました次第であります」と説明する⁴²⁾。これは、内政委員会において、所得税法や租税特別措置法の特例を所得税法の附則で定めることはできないとし、改正所得税法案の附則にあった利子所得課税の特例を削除し、それに替わりその内容を租税特別措置法の一部を改正する立法案として発議したということである。利子所得課税の特例を除外したこの立法案については、読会は省略され、第一読会において可決され、1959年8月29日立法第177号「所得税法の一部を改正する立法」として公布され、同日から施行された。

同日、所得税法の一部を改正する立法案の第一読会終了後に引続き、租税特別措置法の一部を改正する立法案の一読会が行なわれる。発議者の内政委員長平良幸市は、同立法案の提案理由およびその概要を次のように説明する⁴³⁾。

- ① 本案件は先刻の所得税法改正勧告案附則に盛られていた利子所得課税の軽減措置を内政委員会において発議することに決定した。
- ② 10%の源泉分離課税の期間を更に1年3ヵ月間延長する。また、1957年7月1日から1961年6月30日までに発行された公社債または締結された契約に基づく金融機関に対する預金で、期間または預入期間が1年以上のものは、その発行または預入の日から起算して2年を経過した日までに支払いを受ける長期預金等の利子所得に対しては分離課税に、即ち5%の軽減税率を新しく設ける（5%の源泉分離課税）。
- ③ 農林漁業中央金庫⁴⁴⁾ および協同組合が支払を受ける預金利子、協同組合から支払いを受ける預金利子に対しても1年3ヵ月の期間を延長する。

その後、質疑はなく読会を省略し、本案は可決され、1959年8月29日立法第178号「租

42) 1959年6月29日第14回議会（定例）立法院会議録第22号45頁内政委員長平良幸市説明。

43) 1959年6月29日第14回議会（定例）立法院会議録第22号51頁内政委員長平良幸市説明。

44) 1952年10月6日立法第45号「協同組合中央金庫法」は1958年10月9日立法第83号「協同組合中央金庫法の一部を改正する立法」において、題名が「農林漁業中央金庫法」に、本則中の「協同組合中央金庫」が「農林漁業中央金庫」に改められている。

税特別措置法の一部を改正する立法」として公布される。同法は公布の日から施行し、1959年7月1日に遡り適用することとされた。その結果、利子所得課税は次のようになる。

1959年7月1日～1961年6月30日までの間に支払いを受ける短期預金等利子は10%の源泉分離課税（期間延長）、長期預金等利子は5%の源泉分離課税（新設）とする。

非課税：1959年7月1日から1961年6月30日までの間に農林漁業中央金庫および協同組合が支払いを受ける預金利子、協同組合から支払いを受ける預金利子（期間延長）。

＜個人の利子所得課税＞

個人が1959年7月1日から1961年6月30日までの間に支払いを受けるべき利子所得については、所得税法第8条第1項第1号（利子所得の課税標準の計算）および第25条（税率）の規定にかかわらず、他の所得とこれを区分し、その支払いを受けるべき金額に対し、10%の税率を適用して所得税を課税する（改正後の租税特別措置法第2条第1項）。

ただし、個人が1959年7月1日から1961年6月30日までの間に、公社債で償還期限が1年以上であるものおよび預金で預入期間が1年以上のもの（長期預金等）から支払いを受けるべき利子所得については、他の所得とこれを区分し、その支払を受けるべき金額に対し、5%の税率を適用して所得税を課税する（改正後の租税特別措置法第2条の3第1項、規則⁴⁵⁾第1条）。

また、これらに合せて源泉徴収の方法についても所要の改正が行なわれている。

この改正により、個人が1959年7月1日から1961年6月30日までの間に支払いを受ける短期預金等の利子については10%の源泉分離課税、長期預金等の利子については5%の源泉分離課税が適用されることになった。長期預金等について、さらなる優遇措置が取られた。

＜非課税の延長：農林漁業中央金庫・協同組合＞

1959年7月1日から1961年6月30日までの間に、①協同組合中央金庫から名称変更された農林漁業中央金庫および協同組合が支払いを受ける預金利子、②協同組合から支払いを受ける預金利子については、所得税を課さない（改正後の租税特別措置法第2条の2）。

この改正により、農林漁業中央金庫（旧協同組合中央金庫）・協同組合に係る利子所得課税の特例が延長されることとなった。

ホ. 1960年立法第73号「租税特別措置法の一部を改正する立法」

行政主席は1960年5月16日、立法院議長宛てに官総第504号「租税特別措置法の一部を改正する立法」の立法勧告を行なう。勧告理由は、「協同組合等へ預けられた預貯金の利子所得に対する課税上の特例措置の期間を延長し、零細農漁民の貯蓄の推進を図る必要がある」としている⁴⁶⁾。

1960年6月28日第16回議会（定例）の第一読会において、発議者の内政委員長平良幸市

45) 1959年10月23日規則第166号「租税特別措置法施行規則」。

46) 沖繩県公文書館所蔵資料『立法に関する書類1960年3』（資料コード RDAE006399）「542頁立法案第70号租税特別措置法の一部を改正する立法の署名及び公布について：1960年5月16日官総第504号『租税特別措置法の一部を改正する立法』の立法勧告について」。

は趣旨説明において、「まず本案の改正の骨子は、まず第一点は農林漁業中央金庫及び協同組合が支払いを受ける預金の利子、並びに協同組合から支払いを受ける預金の利子に對しましては来年6月30日までは、所得税を課さないようになっておりますが、更にその免税期間を1965年30日まで延長するように改正いたしましたのであります。……」と農林漁業中央金庫・協同組合に係る非課税措置の延長について説明する⁴⁷⁾。これについて質疑はなく、読会省略の提案が出され、本案は原案どおり可決された。1960年7月22日立法第73号「租税特別措置法の一部を改正する立法」として公布され、同日から施行される。同法における農林漁業中央金庫および協同組合の利子所得課税の特例は次のとおりであり（改正後の租税特別措置法第2条の2）、これまでの特例措置を延長したものである。

非課税：1959年7月1日～1965年6月30日までの間に農林漁業中央金庫および協同組合が支払を受ける預金利子、協同組合から支払を受ける預金利子（延長）。

ヘ．個人・法人に係る利子所得課税特例の失効

1960年立法第73号において農林漁業中央金庫および協同組合に係る利子所得課税の特例は1965年6月30日まで適用されることとなった。しかし、個人（源泉分離課税：短期預金等10%，長期預金等5%）に対する特例の適用期間は1961年6月30日までとなっていた。このため、那覇銀行協会は1961年2月から「貯蓄増強運動による島内資本の蓄積、ヤミ金融の勃興ならびに資本の海外逃避を阻止するためには租税特別措置法における利子所得課税特例の延長が必要である」と陳情を続けた⁴⁸⁾。琉球政府でも、沖縄における経済、金融の現状から預金利子所得に対する特別措置存続の必要性を認め、1962年度予算で予算措置を講じ、期限延長の準備を進めていた。しかし、米国民政府が利子所得税だけでなく、配当所得税も含めて総合的に検討すべきであるとの態度を示し法案調整が遅れたため、会期末を控えてスピード審議していた立法院では、行政府から利子所得課税に対する特例について租税特別措置法の一部を改正する立法勧告がないとして、議員発議（緊急案件）による「航空機および普通乗用自動車の乗客に対する通行税の特例」だけを認めた立法案を1961年6月21日の本会議で可決してしまった⁴⁹⁾。

その後、行政府が1961年6月26日琉内（税制）第69号において高等弁務官に対し、立法案の事後調整を行なう。これに対して、高等弁務官は1961年6月30日「立法案第77号『租税特別措置法の一部を改正する立法』について」において、「立法案は、銀行預金の利子に対する一律10%の税を、更に定期預金の増額を刺激するためもう1年間延期することを定めて、以て経済発展融資資金を供する筈であった。一方、同法案には、航空機および普通乗用自動車の乗客に対する通行税の特例の延長計画はなかった」として、利子所得課税に対する特例の延長を勧告する⁵⁰⁾。これに対して、立法院では「一事不再議の原則」で審

47) 1960年6月28日第16回議会（定例）立法院会議録第21号10頁内政委員長平良幸市説明。

48) 富原守保 [1964] 118頁。

49) 1962年6月23日第19回議会（定例）立法院会議録第22号8頁知念朝功議員質問。富原守保 [1964] 118頁。

50) 沖縄県公文書館所蔵資料『立法に関する書類1961年』（資料コード R00000892B）「226頁立法案第77

議できないということになり、利子所得の特別措置の延長は採り上げられなかった⁵¹⁾。

同法は1961年7月18日立法第73号「租税特別措置法の一部を改正する立法」として公布され、同日から施行し、1961年7月1日から遡及して適用される。これにより、利子所得課税の特例は1961年7月1日から失効し、個人には20%の源泉徴収後の総合課税が適用されることとなった。

日にちは前後するが、一連の動きの中で那覇銀行協会は、行政府ならびに立法院の法案処理に強い不満を抱き、民立法（租税特別措置法）による利子所得課税の特例措置が不可能となった以上、高等弁務官布令による延長措置もやむを得ないとして、1961年6月24日にキャラウェイ高等弁務官宛てに次の要旨の陳情書を提出する⁵²⁾。しかし、米国民政府もそれに対応し、布令を発することはなかった。

- ① 行政府は租税特別措置法の延長を前提に予算案の編成、立法勧告準備を進めていた。また立法院でも立法勧告を待っていたが、米国民政府の承認が遅れたため預金利子税を除く租税特別措置法の改正案が可決され、もはや民立法による延長は不可能となる。
- ② この特別措置が講じられないと、利子所得に対して20%の重税が課されるので預金者の実質利子所得は著しく減少し、預金意欲を減退させ、銀行の資金調達が難渋することが予想される。
- ③ 琉球には、為替の制限がないため直接、間接にドル貨が外国に流出する傾向にある。最近では日本証券（筆者注：日本の証券会社を指している）が進出し、積極的に島内資本を吸収しつつあり、いま20%の税率に引上げられると、証券投資の利子所得が著しく有利になり、多額の資本が日本に流出することが懸念される。

ト．1962年立法第89号「租税特別措置法の一部を改正する立法」

行政主席は1962年6月14日、立法院議長に対し、租税特別措置法に関する立法勧告を行なう⁵³⁾。その立法案の利子所得に関する勧告理由は、「政府経済政策の一環として資本蓄積を増進する方針に即応するための税制上の措置として、公社債および預金等利子所得に対しては、他の所得と区分し、かつ税率等についても軽減する特別措置を再度講ずる必要がある」としている。立法院議長は翌日6月15日に同立法勧告を内政委員会に付託する。

1962年6月23日第19回議会（定例）の第一読会において、発議者の内政委員長伊芸徳一は、改正趣旨を次のように説明する⁵⁴⁾。

号租税特別措置法の一部を改正する立法の署名及び公布について：米国民政府1961年6月30日立法案第77号『租税特別措置法の一部を改正する立法』について」。

51) 同上（資料コード R00000892B）「226頁立法案第77号租税特別措置法の一部を改正する立法の署名及び公布について：内政局長1961年7月10日内政第69号『議決になった立法案について』」。富原守保〔1964〕118頁。

52) 富原守保〔1964〕119頁～120頁。

53) 沖縄県公文書館所蔵資料『立法に関する書類1962年』（資料コード 0000140643）「183頁立法案第59号租税特別措置法の一部を改正する立法の署名及び公布について：行政主席1962年6月14日内総第722号『租税特別措置法の一部を改正する立法』の立法勧告について」。

54) 1962年6月23日第19回議会（定例）立法院会議録第22号7頁～8頁内政委員長伊芸徳一説明。

- ① 産業開発途上の現在の琉球においては島内の資本蓄積が強く望まれる。その資本の蓄積を推奨する意味から、1962年7月1日から1965年までの間に支払いを受ける利子所得に対しては、10%の源泉分離課税とする。
- ② 預金等で長期のものについては、1962年7月1日から1965年6月30日までの間に支払いを受ける利子所得に対しては、5%の源泉分離課税とする。
- ③ 附則において、長期預金等については、1959年7月1日から1962年6月30日までの間に支払われた利子所得も、5%の源泉分離課税とする。

この趣旨説明の中の附則について、知念朝功議員が短期預金等についても長期預金等と同様に経過措置として1962年4月1日に遡及する措置を講ずべきとの質疑を行なう。立法案附則では、長期預金等は特例措置が切れていた期間のものについても、遡及して5%分離課税の特例措置を適用するとしているが、短期預金等については遡及するそのような規定がなかった。知念朝功議員の質疑は、このことを指している。内政委員長伊芸徳一は、4月に遡及すると3万ドルの減収となることから、行政府にその意思はないと応答する。それに対し、知念朝功議員から慎重に審議すべきとの意見が出された。第一読会は終了し、引続きその審査を内政委員会に付託することとされる⁵⁵⁾。

第二読会は1962年6月26日に開催される。内政委員長伊芸徳一は、短期預金等の利子に対する特例措置（10%源泉分離課税）を4月1日まで遡及することについての内政委員会における検討結果を「4月1日まで遡及することにより、1962年度予算に約3万ドルの減を来すことになる。また法のねらいも、特別措置することにより預金等の増加をはかろうとするものであるが、すでに徴収された利子所得に対する所得税を還付しても預金等の増加と関係しない。という考えで、原案通りでよいということになった」と説明する。質疑がなかったことから、読会は省略され、立法案は原案通り可決される。1962年8月25日立法第89号「租税特別措置法の一部を改正する立法」として公布された。同日から施行され、1962年7月1日から適用される。その結果、利子所得課税は次のようになる。

1962年7月1日～1965年6月30日までの間に支払いを受ける短期預金等利子は10%の源泉分離課税（復活）、長期預金等利子は5%の源泉分離課税（復活）とする。
 なお、長期預金等利子は特例措置期限切れの期間に遡及し5%源泉分離課税とする。

個人が1962年7月1日から1965年6月30日までの間に支払いを受けるべき利子所得については、所得税法第8条第1項第1号（利子所得の課税標準の計算）および第25条（税率）の規定にかかわらず、税率10%の源泉分離課税とする（改正後の租税特別措置法第2条第1項）。ただし、個人が1962年7月1日から1965年6月30日までの間に、公社債で償還期限が1年以上であるものおよび預金で預入期間が1年以上のもの（長期預金等）から支払を受けるべき利子所得については、税率5%の源泉分離課税とする（改正後の租税特別措置法第2条の3第1項、規則第1条）。すなわち長期預金等については5%の、短期預金等については10%の源泉分離課税の特例が適用されることになる。

55) 1962年6月23日第19回議会（定例）立法院会議録第22号8頁。

また、これらに合せて源泉徴収の方法についても所要の改正が行なわれている。

なお、1959年7月1日から1962年6月30日までの間に発行された公社債および1961年7月1日から1962年6月30日までの間に預入られた預金の長期性資産等で1962年7月1日以降に支払を受ける利子所得については、改正後の租税特別措置法第2条の3第1項を準用し、5%源泉徴収分離課税の特例が適用される（附則第2項）。

チ. 1965年立法第63号「租税特別措置法の一部を改正する立法」

農林漁業中央金庫および協同組合が支払を受ける預金利子、協同組合から支払を受ける預金利子に対しては、租税特別措置法第2条の2第1号および第2号により所得税を課しないとされているが、その期限は1965年6月30日までとなっていた。これを踏まえ、農林漁業中央金庫理事長は1964年12月25日、行政主席宛てに中金第1021号「預金利子課税上の特例措置存続について」と題する文書を提出している。同文書では、「沖縄の農林漁業は規模が零細で、他産業に比し所得が著しく低く、特に本土が開放経済体制に移行したことにより、諸事情は一層厳しく、かつ深刻なもののものとなっており、農林漁業の保護育成と資本蓄積を図り、国際競争力を強めるためには、従来にもまして貯蓄の増強が緊要であります」として、1965年6月30日以後も預金利子所得に対する税制上の特例措置継続を陳情する。また、那覇市商工信用協同組合組合長およびコザ商工信用協同組合組合長も連名で1965年3月2日、行政主席宛てに那信協第62号・コ商信発第8号「預金利子課税に対する特別措置存続について」と題する文書を提出する。同文書では、「中小企業の保護育成と勤労者の生活安定の方策の一助として、また毎年行なわれている貯蓄増進推進運動の意義から」として、組合金融に対する特例措置継続を陳情している⁵⁶⁾。

その後、行政主席は1965年5月12日、立法院議長宛てに内総第1038号において租税特別措置法の一部を改正する立法についての立法勧告を行なう。利子所得課税に関する勧告理由は、「資本蓄積の増進を図るため、現行の公社債及び預金等の利子所得に対する課税上の特例措置の期間を延長する必要がある」としている⁵⁷⁾。立法院議長は同日、この立法案を内政委員会に付託する。

1965年7月2日第28回議会（定例）の第一読会において、発議者の内政委員長伊芸徳一は、利子所得の特例措置について、次のような改正趣旨説明を行なう⁵⁸⁾。

- ① 資本がいまだ十分でない現状では、さらに貯蓄奨励をはかる必要があるとの見地から、短期預金等は10%、長期預金等は5%の源泉分離課税の特例を3年間延長する。
- ② 農林漁業中央金庫または協同組合が支払いを受ける預金の利子および協同組合から支払いを受ける預金の利子について同じ趣旨から3年間延長する。

56) 沖縄県公文書館所蔵資料『陳情書類 直税関係』（資料コード 0000142887）「146頁利子所得課税に対する特別措置存続について（那覇市商工信用協同組合・コザ商工信用協同組合）」、「149頁預金利子課税上の特別措置存続について（農林漁業中央金庫）」。

57) 沖縄県公文書館所蔵資料『立法に関する書類 1965年5月』（資料コード RDAE006377）「42頁立法案第70号租税特別措置法の一部を改正する立法の署名及び公布について」。

58) 1965年7月2日第28回議会（定例）立法院会議録第25号18頁内政委員長伊芸徳一説明。

- ③ 労働金庫または協同組合連合会が支払いを受ける預金の利子についても同様の措置を講じる。

岸本利実議員から各条項についての歳入減の見込額について質疑がなされる。内政委員長伊芸徳一は、第2条の3の長期預金等利子について5%の分離課税の措置が講じられることにより免税額が60万ドルになる旨の応答を行なう。最後に引続き審査を内政委員会に付託することを決議する。

第二読会は1965年7月5日に開催されるが、質疑がなかったことから読会が省略され、立法案が原案どおり可決された。1965年7月19日立法第63号「租税特別措置法の一部を改正する立法」として公布された。同日から施行され、1965年7月1日から遡及して適用される。同法における利子所得課税の特例は次のとおりであり、これまでの特例措置を延長したものである。非課税として、①労働金庫および協同組合連合会が支払いを受ける利子および②労働金庫から支払いを受ける利子が追加された。

1965年7月1日～1968年6月30日までの間に支払いを受ける短期預金等利子は10%、長期預金等利子は5%の源泉分離課税とする（延長）。

非課税：1965年7月1日～1968年6月30日までの間に農林漁業中央金庫、労働金庫（新設）、協同組合および協同組合連合会（新設）が支払いを受ける預金の利子、農林漁業中央金庫、労働金庫（新設）および協同組合から支払いを受ける預金の利子（延長）。

リ. 1968年立法第77号「租税特別措置法の一部を改正する立法」

農林漁業中央金庫、労働金庫、協同組合および協同組合連合会が支払を受ける預金利子、農林漁業中央金庫、労働金庫および協同組合から支払を受ける預金利子に対しては、租税特別措置法第2条の2第1号および第2号により所得税を課さないとされているが、その期限は1968年6月30日までとなっていた。これを踏まえ、農林漁業中央金庫および協同組合（農業協同組合・信用協同組合）から行政主席宛てに期限延長の陳情書が提出される。それを知った琉球政府労働局は、沖縄県労働金庫に対し、期間延長陳情の足並み揃える意味で行政主席への陳情書提出を要請する⁵⁹⁾。

沖縄県労働金庫理事長は1968年2月2日、主税局長経由で行政主席宛てに沖労金発第68/254号「租税特別措置法による預金利子税免除の期限延長についての陳情」と題する陳情書を提出する。陳情書では、期限延長理由を「預金利子税免除の措置は、資金量の早急な拡大を焦眉の課題とする当金庫にとっては真に有効な措置であり、それが当金庫の預金増加の面に果たしている役割は極めて大きいと云わなければなりません。労働金庫の事業はまだ緒についたばかりで預金量拡大の努力も更に強化しなければならない段階にありますが、その重要な時期に租税特別措置法による保護が打ち切られることは大きな痛手と云わざるをえません」としている⁶⁰⁾。これと連動し、労働局長は1968年2月9日、主税局

59) 沖縄県公文書館所蔵資料『租税特別措置法による預金利子税免除の期限延長について 沖縄県労働金庫への指導強化について 他 1968年』（資料コード R00092000B）「1968年2月2日労働局職安部労政課決裁文書 租税特別措置法による預金利子税免除の期限延長について」。

60) 同上（資料コード R00092000B）「行政主席宛て沖縄県労働金庫理事長1968年2月2日沖労金発第68/254号『租税特別措置法による預金利子税免除の期限延長についての陳情』」。

長に対し、労政第13号「租税特別措置法による預金利子税免除の期限延長について（要請）」において、次のことからあと2～3年保護措置を講ずれば労働金庫の基礎も固まると思料するとして特例措置の期間延長を要請している⁶¹⁾。

- ① 労働金庫は、会員の資金需要が旺盛で慢性的資金不足にあること。
- ② その為、育成策として総額75万ドルに及ぶ政府資金（社会保険特別会計資金）を預託していること。
- ③ 目下資金増額のため懸命であること。実績も上昇の一途を辿っていること。
- ④ その為に租税特別措置法による免税措置は大きな力になっていること。

その後、行政主席は1968年6月12日、立法院議長に租税特別措置法の一部を改正する立法についての立法勧告を行なう。同日、立法院議長は同立法案を内政委員会に付託する。

1968年6月28日第36回議会（定例）の第一読会において、発議者内政委員長大田昌知は、利子所得の特例措置について、「資本蓄積の増進を図るため、現行の公社債および預金等の利子所得に対する課税の特例措置の期間を延長する」と説明する⁶²⁾。利子所得課税以外の質疑応答はあったが、その後、読会を省略して直ちに表決に付され、立法案は可決された。改正法は、1968年7月17日立法第77号「租税特別措置法の一部を改正する立法」として公布された。同日から施行され、利子所得課税の特例については1968年7月1日以後支払いを受けるものから適用される。同法における利子所得課税の特例は次のとおりであり、これまでの特例措置を延長したものである。

1968年7月1日～1971年6月30日までの間に支払いを受ける短期預金等利子は10%、長期預金等利子は5%の源泉分離課税とする（延長）。

非課税：1968年7月1日～1971年6月30日までの間に農林漁業中央金庫、労働金庫、協同組合および協同組合連合会が支払を受ける預金利子、農林漁業中央金庫、労働金庫および協同組合から支払を受ける預金利子（延長）。

又、1971年立法第76号「租税特別措置法の一部を改正する立法」

税制審議会は1971年2月24日、行政主席に対し「本土復帰準備のための税制改正について」の答申を行なう。同答申では利子所得課税について、次のことを述べている⁶³⁾。

- ① 県民の貯蓄を奨励し、資本の蓄積を図り、もって県民生活の向上と発展を実現する必要性から、利子所得について源泉分離課税を延長する。
- ② 協同組合、同連合会等の零細な資本の強化を図ることが今後必要であることから、これらに関する利子所得の非課税扱いを延長する。

また、金融機関から行政主席宛てに、次のとおり、特例措置を引続き認めるようにとの陳情がなされる⁶⁴⁾。

61) 同上（資料コード R00092000B）「主税局長宛て労働局長1968年2月9日労政第13号 租税特別措置法による預金利子税免除の期限延長について（要請）」。

62) 1968年6月28日第36回議会（定例）立法院会議録第22号19頁内政委員長大田昌知説明。

63) 沖縄県公文書館所蔵資料『税制答申』（資料コード RDAE005541）「税制審議会1971年2月14日『本土復帰準備のための税制改正について』の答申」。

64) 沖縄県公文書館所蔵資料『租税特別措置法1972年03』（資料コード 0000147993）。

- ① 沖縄農業協同組合中央会会長1971年1月5日沖農中発第142号「租税特別措置法の改正について（要請）」
- ② 社団法人那覇銀行協会会長1971年1月18日銀協第116号「租税特別措置法（預金利子課税に関する）の期限の延長について（陳情）」
- ③ コザ商工信用協同組合組合長・那覇商工信用協同組合理事長1971年3月29日コ商信発第22号・那覇信協第78号「信用金庫を租税特別措置法の預金利子免税対象法人とする件について陳情」

行政主席は1971年6月10日、立法院議長に租税特別措置法の一部を改正する立法についての立法勧告を行なう。同日、立法院議長は同立法案を内政委員会に付託する。

1971年6月30日第44回議会（定例）第一読会において、発議者の内政委員長盛島明秀は、「この立法案は、貯金を奨励して資本蓄積の促進をはかるため、現行の預金等の利子所得に対する課税の特例措置の期間を延長するとともに、信用金庫から支払いを受ける預金の利子の非課税措置を講ずる等のため所要の改正を行なおうとするものであります」との趣旨説明をした後、引続きその大要を次のように説明する⁶⁵⁾。

- ① 1972年に本土復帰を控えた現下の経済情勢に顧み、貯蓄奨励の見地から、利子所得の源泉分離課税の特例を1975年6月30日まで延長する。
- ② 労働金庫、協同組合等が支払いを受ける預貯金の利子またはこれらの法人から支払いを受ける預貯金の非課税措置については、1975年6月30日まで延長する。また、信用金庫⁶⁶⁾については、協同組合等と同様、協同組織による金融機関としての共通の性格を有しているとの見地から、協同組合等の特例と同様の非課税措置を講ずる。

これらの特例措置の適用期間を復帰後3年間存置するとしているのは、利子所得課税については、本土との間にかかなり制度的な差異があるので、本土法による少額貯蓄非課税制度を併用しつつ、当分の間、沖縄法における措置を存置してもらいたいという復帰対策の要請決議の趣旨を考慮したものである。

内政委員長盛島明秀による立法案説明の後、質疑がなかったことから読会を省略し、立法案は原案どおり可決される。1971年7月5日立法第76号「租税特別措置法の一部を改正する立法」として公布された。同日から施行され、1971年7月1日から遡及して適用される。同法における利子所得課税の特例は次のとおりであり、これまでの特例措置を延長したものである。これら特例措置の本土復帰後1975年6月30日までの期間延長規定はかなり無理筋のものであったが、この1971年立法第76号「租税特別措置法の一部を改正する立法」は、後述のとおり、本土復帰後昭和48（1973）年1月1日まで効力を有することになる。

1971年7月1日～1975年6月30日までの間に支払いを受ける短期預金等利子は10%、長期預金等利子は5%の源泉分離課税とする（延長）。

65) 1971年6月30日第44回議会（定例）立法院会議録第20号9頁～10頁内政委員長盛島明秀説明。

66) 1970年6月5日立法第35号「信用金庫法」附則第4項に基づき、1971年7月1日に那覇商工信用協同組合は沖縄信用金庫へ、コザ商工信用協同組合はコザ信用金庫へ転換している。

非課税：1971年7月1日～1975年6月30日までの間に農林漁業中央金庫，労働金庫，信用金庫（新設），協同組合および協同組合連合会が支払を受ける預金の利子，農林漁業中央金庫，労働金庫，信用金庫（新設）および協同組合から支払を受ける預金の利子（延長）。

ル. 本土復帰に伴う経過措置

沖縄の本土復帰時昭和47（1972）年5月15日における利子所得課税は，沖縄では，長期預金等は5%源泉分離課税，短期預金等は10%源泉分離課税とされているほか，労働金庫，信用金庫および協同組合等に係るものは非課税とされていた。一方，本土では，少額貯蓄非課税制度が設けられている反面，利子所得は15%源泉徴収後の総合課税または20%の源泉分離課税となっていた。このため利子所得については，本土法を適用した場合はかなりの負担増になること，少額貯蓄非課税制度は新しく導入される制度であり，預金者の熟知期間，金融機関の準備期間等も必要であることから⁶⁷⁾，昭和46（1971）年12月31日法律第129号「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」第74条第2項，昭和47（1972）年5月15日政令第151号「沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令」第11条に基づき，昭和48（1973）年1月1日から本土の所得税法および租税特別措置法が適用されることとなった。したがって，それまでの間は沖縄法が効力を有し，それが適用された。

引用・参考文献

- 大蔵省銀行局 [1956] 『第5回銀行局金融年報－昭和31年版－』 金融財政事情研究会。
 大蔵省銀行局 [1959] 『第8回銀行局金融年報－昭和34年版－』 金融財政事情研究会。
 大蔵省銀行局 [1963] 『第12回銀行局金融年報－昭和38年版－』 金融財政事情研究会。
 大蔵省銀行局 [1965] 『第14回銀行局金融年報－昭和40年版－』 金融財政事情研究会。
 大蔵省銀行局 [1968] 『第17回銀行局金融年報－昭和43年版－』 金融財政事情研究会。
 大蔵省銀行局 [1970] 『第19回銀行局金融年報－昭和45年版－』 金融財政事情研究会。
 大蔵省証券局 [1968] 『第6回大蔵省証券局年報－昭和43年版－』 金融財政事情研究会。
 久場政彦 [1962] 「琉球に於ける企業近代化と租税政策」 琉球大学文理学部編『琉球大学経済研究第3号』 琉球大学文理学部 1頁～29頁。
 栗原み [1985] 『日本の預金利子課税制度』 日本経済評論社。
 戦後沖縄税務行政史編集委員会 [1982] 『戦後沖縄税務行政史』 沖縄国税事務所。
 富原守保 [1964] 「金融の裏窓15年－富原守保回顧録－」 経済評論社。
 農林漁業中央金庫史編集委員会 [1987] 『農林漁業中央金庫史1通史』 沖縄県信用農業協同組合連合会。

67) 戦後沖縄税務行政史編集委員会 [1982] 182頁～183頁。